



連載

法廷における手錠腰縄問題、正面からの即時見直しを

第5回 韓国での法廷内の被告人に対する身体拘束の状況 ～ソウル中央法院を視察して～

法廷内手錠腰縄問題に関するプロジェクトチーム 事務局長 西川 満 喜

韓国視察の経緯

2017年（平成29年）6月、近畿弁護士会連合会人権擁護委員会の視察団の一員として、韓国での法廷内の被告人に対する身体拘束の現状を視察した。

韓国を視察することになった理由は、2015年（平成27年）に大阪弁護士会が行ったアンケート調査の中で、韓国では、原則として、法廷内の被告人へ身体拘束を施さない、との回答を得ていたからである。また、韓国の刑事訴訟法は、日本の刑事訴訟法を参考に制定され、日本とよく似た規定を持つ。韓国では、なぜ、日本と異なる取扱いができてきているのか、それを知りたかった。

大韓弁護士協会の訪問を経て、ソウル中央法院の職員の方の案内のもと、いくつかの刑事公判廷を傍聴し、高等法院の刑事部の裁判官3人と面談する機会を得た。感想を交えながら、韓国で見聞きしたことをご紹介したい。

拘束具なく入退廷する被告人

公判傍聴で目にした被告人の誰1人として拘束具をつけていなかった。衝撃である。次から次へと被告人が出廷するが、どの被告人も手錠はもちろんのこと腰縄もつけられていない。

被告人の入廷から退廷までの一連の流れは、次のとおりである。連続開廷の場合、裁判長は、中央に位置する裁判官席で、入れ替わりに出廷する被告人を待つ。書記官が事件番号と被告人名を読み上げた後、勾留中の被告人は、法廷に隣接する「待機室」と呼ばれる部屋の中で拘束具（手錠・捕縄）をはずされ、待機室から刑務官（韓国では教導官という）2～3人に付き添われ、入廷する。そして、退廷後、待機室で再び拘束

具を使用される。

このように韓国では、勾留中であっても、被告人は、手錠や捕縄等一切の拘束具なしに入退廷する。もっとも、暴行、逃亡等のおそれがある場合は、例外的に拘束具が使用される。

その法的根拠となっているのは、韓国刑事訴訟法第280条、戒護教務指針第201条4号の規定である。

【刑事訴訟法第280条】

公判廷では、被告人の身体を拘束することができない。但し、裁判長は、被告人が暴力を行使し、又は逃亡するおそれがあると認めるときは、被告人の身体を拘束を命じ、又はその他必要な措置を行うことができる。

【戒護教務指針第201条4号】

裁判に臨む被収容者に対しては保護装備を解除し、裁判が終了したとき、すぐに保護装備を使用しなければならず、裁判進行中の逃走等のおそれが顕著な被収容者は、事前に裁判長の許可を受けて保護装備を使用した状態で裁判に臨むようにすることができる。

韓国刑事訴訟法第280条は、公判廷における身体不拘束原則を定めている。この規定が根拠となり、原則として公判廷では身体拘束が禁止されるので、被告人は、待機室で拘束具をはずしてから入廷し、退廷後待機室に入ってから拘束具を使用される。実に条文に忠実な運用である。

日本の刑事訴訟法第287条もまた、同じく公判廷における身体不拘束原則を定めている。両規定を比べるとよく分かるが、ほぼ同じである。同じような規定をも



ちながら、なぜ、韓国ではこのような運用になっているのだろうか。

視察団は、面談したソウル中央法院の高等裁判所判事に「なぜ、韓国ではこのような取扱いができるのですか」と素直に質問した。すると、判事から「公判廷では被告人を拘束してはならない、と法律に定められているからです。」という答えが返ってきた。とてもシンプルである。韓国では、1954年（昭和29年）の制定当時からこのような条文に忠実な運用がなされており、あまりに当然のことなので、疑問にすら感じていないという様子だった。また、韓国では、無罪推定の原則が憲法上定め

られており、判事によれば、このことも刑事訴訟法第280条の運用に影響しているのではないかと、とのことである。

このように韓国では、条文に忠実な運用が原則となっている。例外的に拘束具を使用して審理することはほとんどなく、面談した判事も例外事例を一度も経験したことがない、とのことである。

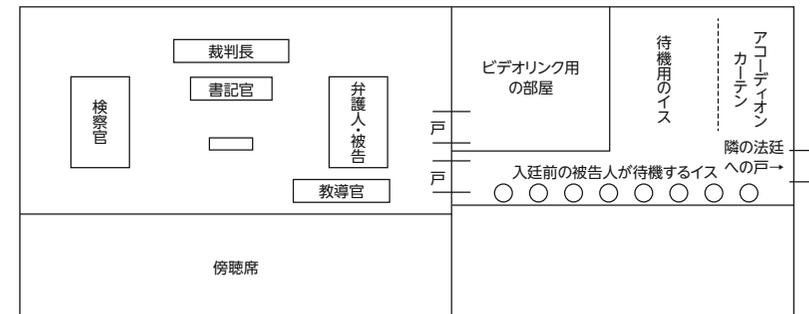
待機室

待機室は、法廷に隣接して設置されている。公判前の被告人は、拘留監から待機室に連行され、この部屋で待機する。待機室は、二つの法廷の間に位置し、裁判所の中に複数設置されている。韓国の刑事裁判部のある65の裁判所のうち、64の裁判所に待機室が設置されている。

どこの裁判所も、隣りに検察庁があり、検察庁は、地下の通路で裁判所とつながっているため、被告人は、検察庁の待機場所（拘留監）から、この地下通路を通過して裁判所内の待機室に入ることになる。地下通路は、一般の人の通路とは別に設置されているため、裁判所の通路では、手錠・腰縄をつけた被告人の姿が一般人の目に触れることはない。

待機室は、収容施設の延長として、その管理権は、収容施設側にある。そのため、弁護人も立ち入ることができないのが原則となっている。

待機室の中には、性犯罪事件等の尋問のために使用するビデオリンク用の部屋もあり、この部屋の出入り口は、法廷の出入り口とは別となっている。



▲待機室の図(写真撮影は許可されなかったが、見学は許された)

裁判所のセキュリティ

裁判官等の職員が通る内部の通路、エレベーターは、セキュリティ管理が厳重である。裁判所職員が利用する全ての部屋はICカードがなければ開閉できない仕組みになっている。トイレの出入口のドアでさえICカードがなければ、出入りすることができない。

このような厳重なセキュリティ体制のもとで、被告人が逃亡を図った事例は、ない。

公判廷での被告人の着座位置・服装

被告人の着座位置は、弁護人席の隣りである。韓国刑事訴訟法第275条3項が、「検事の座席と被告人および弁護人の座席は対等であり、裁判官席の左右両端に向かい合って位置し、証人の座席は裁判官席の正面に位置する」と、明文で規定していることによる。

出廷時の服装については、勾留中の被告人のほぼ全員が、拘置所で支給される収容服を着用していた。韓国では、1999年(平成11年)に憲法裁判所によって、未決被収容者に収容服の着用しか許していなかった法律の規定が、違憲とされている。その理由は、収容服の強制が、未決被収容者に侮辱感や羞恥心を生じさせ、心理的な萎縮を招くことによって防御権の行使を制限し、無罪推定の原則、人間の尊厳、公正な裁判を受ける権利を侵害するとされたからである。この判決を受けて、法改正があり、私服着用が認められるようになった。この判決が理由となった、服装という外形が心理的に影響を与え、被告人の防御権行使を制限するという考え方は、手錠・腰縄姿という被告人の外形に関わる法廷内の手錠・腰縄問題でも参考になる。ただ、現実には、私服を着用すればお金持ちだなど陪審員や一般市民からの評価を気にして、支給される収容服を着用することが多いそうである。

私たちにできること

韓国では、拘束具無しに被告人が入退廷する姿が当たり前になっている。日本では、全くは逆のことが起きている。また、憲法や法律で定められた被告人の

権利を保障するため、待機室や厳重なセキュリティなど設備が整っている。同じような規定をもちながらこうも違っていることに愕然とする。

では、私たちは、一体、何から始めればいいのか。

予算があれば待機室の設置やセキュリティ体制を整えることは、可能なかもしれない。これらは、重要ではあるが、あくまでも一例である。何よりも、まず、始められることは、裁判所、拘置所、弁護士会など関係機関が、問題意識を共有することではないだろうか。法廷内で一律に被告人に拘束具を使用する今の運用は、被告人の人としての尊厳、無罪推定の権利、防御権、適正手続をはじめとする被告人の重要な権利を侵害している。このことは、否定しがたいと思う。否定できないけれど、実現するには、逃走等の防止など対策を立てなければならない、しかし、それは、一機関だけでは解決できない、だから、前に進めない、というのが現状ではないだろうか。解決のためには、関係機関が、話し合う機会を設けることが必須ではないだろうか。問題意識の共有に、お金はほとんどかからない。

また、この場を借りて、刑事裁判での手錠・腰縄姿を見せないよう配慮を求める申入書の活用をお願いしたい。申入書のひな形は、弁護士会HPの書式集にも掲載されている(「手錠・腰縄を使用しない申入書」ダウンロードの方法は、大阪弁護士会会員専用サイトログイン>書式・資料>▼書式>手錠・腰縄)。申入書の活用を広げるため、弁護士会では、「STOP!手錠・腰縄キャンペーン」と銘打って、第1弾として、2018年(平成30年)3月13日、申入書活用のための研修会も開催した。研修では、勾留理由開示公判での弁護人からの申入れに対して、裁判官が、立ち止まり、共に考えた結果、傍聴人に対してではあるものの被告人の手錠・腰縄姿を見られないよう配慮された例が報告された。少しずつではあるが、理解が広がっている。ただ、個別に対応することは個々の裁判官にとって負担が大きいようである。

こうした現状を変えるため、これからもPTのみならず多くの人と考え、行動し続けていきたい。